

第3回長与町水道料金等審議会議事録

日 時	令和8年6月22日（月）14時30分～17時30分	
場 所	水道局3階第1会議室	
出席者	委員	中村会長、前田委員、入江委員、林田委員、川村委員、山口委員、柿田委員、毎熊委員、濱田委員
	事務局	（水道局）渡部局長、高橋課長、池田課長補佐、藤野係長、川田（アドバイザー）日水コン 松林、伊藤、森松、川久保

○内容

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

（1）適正な水道料金について

事務局から説明の後、次のような質疑応答がされました。

（委員）

4ページについて、「有効率低下を防止するために～」とあるが、漏水を減らして無駄をなくすという理解でよいのか。

（事務局）

有効率とは何かの説明をさせていただく。水道水は浄水場でつくられ、その水を「配水池」に送り、そこから配水した後、各家庭へ給水している。この「配水池」から配水した水量に対し、実際に使用された水量の割合を有効率という。つまり、有効率80%であれば、水道水の20%が主には漏水とご理解いただきたい。これまでの修繕区分の場合、メーター器の手前での漏水に関しては、お客様の料金には反映されることはない。修繕は必要だが、修繕のタイミングが遅くなったからといって水道料金が高くなるわけではない。修繕のタイミングはお客様のタイミング次第であった。今回、修繕区分をメーター器の位置にすることによって、本町で修繕可能となるため、早急な漏水対応が可能となり、無効水量が減る、効率的に作った水を供給できるようになる。

（委員）

理解した。漏水はなかなか気づかない。自分も検針員の人に漏水を教えてもらったことがある。メーターで数値が大きく動いていたらわかるだろうが、なんといっても土の中のことであるため、知らない間にいっぱい漏水していた、ということもあると思う。漏水検知の方法を教えてください。

（事務局）

配水池がエリア毎にある。水道の使用量が比較的少ない夜中に、水道使用量の数値が大幅に上昇していることが確認できた場合、その配水池エリアの地区について、水道局が委託している調査員が水道管のルート上で音聴調査を実施し、漏水を発見したら水道局に報告をする。メーター先で漏れた場合、検針員から漏水についての声かけがあるが、メーターより手前だと調査しないとなかなか発覚しないので、調査結果をもとに、町から修繕依頼の文書を送るとともに、現地を訪問し説明させていただく。そこですぐに修繕していた場合もあるが、水道料金に反映される部分ではないことから、なかなか修繕が進まないこともある。

（委員）

年間の件数はどれくらいか。

（事務局）

漏水調査報告のうち、100件中80件は宅地内の修繕が必要な状況である。道路側の本管より、宅地内に引

第3回長与町水道料金等審議会議事録

き込む管の割合が多い。4 ページについて、前回の審議会でもいただいた修繕範囲のご意見をもとに、内部で検討させていただいた。住民サービスの向上については、漏水の場合、突発的な高額出費が発生するため、漏水を防ぐことは住民サービスの向上に繋がるとともに、住民の皆さまの大きな安心材料になると考えている。修繕区分の明確化についても、町で修繕可能になれば、業者の手配や見積聴取などの煩わしさから解放され、住民の皆さまの負担を軽減できるのではないかと内部で協議させていただいた。町で修繕を担うことにより、迅速かつ効率的な対応が可能となり、有効率の低下を防止できる。以上のことから、町にとっても効率的な管理・運営が図れると考えている。

(委員)

修繕区分を変えるのは条例を改正する時点か。

(事務局)

修繕区分については要綱で決めている。料金改定の施行日と同日としたいと考えている。令和9年10月を予定している。水道料金の値上げをお願いするために、十分な周知期間や値上げに対する準備期間が必要だと考えている。今回の修繕区分の変更についても、周知が不足すれば、使用者自ら修繕してしまったなどのトラブルが生じる可能性があるため、料金改定と同様に住民周知をしっかりと行い、同じ施行日とする。

(委員)

基本水量がなくなる場合、メーターから宅地側で漏水があった場合に全額負担となるのか。減免措置はあるのか。高額請求などがあった場合の措置はあるのか。

(事務局)

漏水が発覚した場合、指定業者で修繕をした場合は減免制度がある。最大2ヶ月にはなるが、指定業者で修繕してもらい、減免させていただいている。減免対象の方には申請のご案内を行い、修繕報告書と減免申請書を出していただく。

(委員)

減免措置があることを知らない方もいるので、料金改定の周知の際に周知していただきたい。

(事務局)

承知した。

(委員)

一般家庭は口径13mmか。

(事務局)

13mmと20mmが多い。蛇口の数が9栓までは13mmで対応可能。10栓以上になると水圧の関係で20mmが必要となる。20mmも8割は家庭用である。水道普及時代というのが、家庭用が低廉化になるよう設定されていることが多いので、今までの設定も家庭用が低廉化になるように、若干低めに設定されている。それを解消しようとする小口径（家庭用）の負担が大きくなるが、調整して料金の改定案を出している。

(委員)

長与町には企業が少なく、ほとんどが家庭用であるから仕方ない。家庭用の金額を抑えようとする、ある程度大口径使用者に負担してもらうしかない。

(委員)

これによって大企業が来ない状況になると、それはそれで問題だが…。

(事務局)

算定要領通りに均一型で設定した場合、同じ従量料金に基本料金を加算するので、皆さん同じような料金になってしまう。改定案②は使用水量が増えるほど金額が高くなる逓増型なので、大口径使用者の単価を高

第3回長与町水道料金等審議会議事録

く設定している。現行も同様。逓増型を変更した場合、原価割れの一般使用者に単価を加算しないと均一料金にならない。現在が、小口径使用者に係る原価を大口使用者がカバーしている設定となっているため、改定案①の従量料金を一律とする場合、原価を回収するため小口径使用者の従量料金の単価を大幅に改定することとなり、口径毎の改定率に大きな差が出るようになってしまう。今回については、基本水量の廃止が大きな課題であるため、逓増型を維持したまま、大口径の使用者には今までと同じような率で負担いただきながら一般家庭の率をなるべく抑えて設定している。

(委員)

固定費の配分について、施設利用率で配分するということで理解した。長与町は、全国平均より施設利用率が高いということで採用しているようだが、改めて施設利用率についての説明と、具体的なデータなどについて教えていただきたい。

(事務局)

施設利用率について改めて説明させていただく。施設利用率とは、浄水場などの施設が持っている施設能力に対して、どのくらい使用されているのかを示す指標である。計算式としては、一日の平均配水量を一日の配水能力で除して算出される。今回使用している長与町の施設利用率が、料金算定期間 5 年の平均値 72.79%となっている。これは、浄水場が持つ 1 日に配水できる水を 100 とした場合に約 7 割を実際に配水しているということになる。数値が大きいほど効率的とされているが、高ければいいというわけでもなく、100%に近いということは普段からフル稼働でその施設を利用していることになるため、万が一災害や火災など突発的なトラブルが起きた時に対応できる余力がないということになる。そのため、浄水場の施設能力は一定程度の余裕が必要とされており、通常よりも少し大きめの供給能力を持って作られている。この余剰分は、災害対策のためにも備えておくものであり、安定的に供給するために必要な経費となっている。改めて P14 を見ていただくと、固定費に今回の施設利用率 72.79%をかけたものが、直接水の供給に関係する経費として水道料金（従量料金）に配布され、残りの 3 割が余剰分を維持するための経費として、準備料金（基本料金）に配布をさせている。

(事務局)

ちなみに、全国平均は 60%ぐらいとなる。先ほど説明にもあったが、ある程度余剰は必要である。逆に全国平均よりも低い数値となると、施設が過大、つまり必要以上に大きな施設を持っているとも見て取れる。長与は約 73%であり、ある程度余剰を有し、低すぎるわけでもない。施設を効率的に利用できていることになる。

(委員)

P14 の図を具体的な数値にしたものが、P17～18 の料金表の数値という理解でよろしいか。

(事務局)

ご認識の通りである。総括原価というものがあり、基本料金が 28%、水道料金が 72%。基本料金の金額は口径で決まる。従量料金については、現行は水を使えば使うほど高くなる逓増型としている。基本料金の割合が多ければ多いほど経営は安定する。皆さんが水を使わなくても固定費として入ってくることになるので。だからと言って、基本料金だけ高くするわけにもいけないので、バランスを見ながら決めていく必要がある。補足だが、現行の基本料金の割合が高く見えるが、基本水量分の料金も含めているので一概に比較はできない。そのため、今回の改定後の基本料金の割合は現行よりも下がってはいるが、安定的でなくなるわけではなく、きちんと算定要領通りに算出したものとなっている。

(委員)

最終的には p. 17、18 のようになるということか。この案について審議するということか。

第3回長与町水道料金等審議会議事録

(事務局)

ご認識の通りである。

(委員)

これまでの説明のとおり基本水量の廃止、従量料金額を上げるということか。平均改定率とは何か教えていただきたい。

(事務局)

平均改定率とは、改定前の料金体系で算出した料金収入と改定後の料金体系で算出した料金収入を比較して算出される。改定案①と②で平均改定率が若干ずれているが、料金収入は、使用（有収）水量×単価で算出されるため、使用（有収）水量が同じでも単価が異なれば、計算される料金収入も異なることになる。必ず平均改定率が一致するわけではない。総括原価を確保する必要があると説明してきたが、確保するとは、総括原価を下回らないように基本料金と従量料金を設定するということである。

(委員)

改定案の①と②について確認。水道事業を維持していくための総括原価が（5年間で）36億円程度だから不足額6.7億円を確保するために必要な改定であるということか。

(事務局)

ご認識の通りである。新しい料金表で総額36億を（5年間で）回収するという話となる。

(委員)

事務局としては改定案②が推奨と考えているが、審議会で審議していただきたい。

(委員)

改定案②は①と比べると、事業者の負担が増えることが企業誘致等に影響を与えることがあるのか。また、他の市町村の状況などわかれば教えていただきたい。

(事務局)

確かに、改定案②は①と比べると、大口径の負担が少し大きくなっている。しかし水道局としては、小口径の比率が大半を占めるので、今回の改定については、どちらの口径も平均的な改定率に近い負担になるように上げさせていただきたいと考えている。全国の具体的な事例はないものの全国的にも逓増型の採用が多いため、逓増型を継続した設定としている。

(委員)

企業誘致のために水道料金を優遇することがあるのか。可能なのか。

(事務局)

定かではないが、条例で定める中で口径別に設定していくので個別需要者だけに対しての料金設定という事例はないのではないかと思います。使用した水量を決まった単価でお支払いいただくという基本があるため。

(事務局)

料金改定の話が出た時に、逓増型については、算定要領が均一型に移行する流れであるのでどうなのかなと思っていた。改定案①をみると、小口径使用者にかなり強烈的な改定率となっている。まずは基本水量を無くしていくところである。

(委員)

令和7年2月に水道料金算定要領が出されており、それがスライドP11に記載がある。先ほどの資料からすると、99%が一般家庭13mmを使用しているということなので、一般家庭に向けて配慮しないといけないということか。

第3回長与町水道料金等審議会議事録

(事務局)

ご認識の通りである。一般家庭の比率が大きいので、算定要領通りに算定した場合、P17に示している通り、一般家庭13mmあれば平均水量15m³の使用者は、影響が1.5倍となり、急激な負担を強いることになる。P18の改定案②では一般家庭も大口も同じ改定率になるように設定させていただいている。

(委員)

5年後に企業誘致が来るかわからないが、今回の5年間は99%を占める小口径使用者を優先的に。改定案①では極端な差がありすぎるので、改定案②で5年間を乗り切ることが良いと思う。

(委員)

私も改定案②に賛成である。ファミリー層に寄り添った改定が現状望ましいと考えている。改定案①を見ると、13mmの影響額が1,205円、改定案②の影響額が520円となっている。言い方は悪いが、このくらいの負担をお願いするということは現状やむを得ないのかな、と。ただ、ワンコインから1000円札になると非常に大きな影響だという印象を与えかねないため、基本は、長与町の地域住民の方々のご負担を最小限に抑えるような改定案②が望ましいと感じる。

(委員)

困窮者の方は公平性よりも、負担がいくら増えるのかを気にすると思う。改定案②についても13mmの料金の上がり方をみると、公平性を担保しながらも負担感の許容範囲として、ダメージを受けづらいつけ幅になっていると感じた。一般家庭への配慮があったという背景を聞けば、おそらく協力していただけるのではないかと感じる。

(委員)

水道料金の委員になり、水道法を確認した。水を作るのには大きな手間暇がかかっている。水道は全国的なルールがある、長与町だけのルールではない。全国的なルールを守りながら、相当苦労して作られている。売られているペットボトルが10で何百円するかを考えると、水道水は非常に安い状況である。改定案②でよいと考える。

⇒審議会にて改定案②が承認された。

(2) 激変緩和措置について

事務局から説明の後、次のような質疑応答がされました。

(委員)

初年度に値上げし、2年後に再度値上げして、また上がったと言われるよりは、最初から均一料金にした方がいい。漏水などの対処のため、財源は持っておいた方がいい。激変緩和措置は必要ない考える。

(委員)

軽減した場合に費用が回収できるのか。回収できない分を先送りにすると、将来的な改定率が大きくなる。

(事務局)

ご認識の通り。資料4ページのように軽減しただけでは費用は回収できない。最初2年で軽減するのであれば、資料5ページのように後ろ3年で23%だった改定率を28%にしないと費用は回収できない。一般会計からの補填があれば、13%、18%、23%、水道事業会計だけでの措置で先送りにするとした場合も13%、18%、23%。しかし、先送りにした分は財源が回収できていないので、次回の改定率が高くなってしまう。料金算定期間で総括原価を確保する③の場合、最初2年で軽減する分を後ろ3年間で回収しようとする改定率23%だったところを28%にしないといけない、ということ。

第3回長与町水道料金等審議会議事録

(委員)

後ろ3年で回収しないと、先送りしただけでは次の5年後に負担がきますよ、ということか。

(事務局)

ご認識の通り。

(委員)

③にすると、R11～は改定率が28%になるということか。

(事務局)

最初2年で15%軽減しているので、それを後ろ3年で5%ずつ上乗せするという図にしている。

(委員)

改定案②で決定したため、激変緩和措置は必要ないと考える。生活困窮者については従来通り分納などの対応をしていただきたい。佐世保市は一般会計から激変緩和措置を実施しているが、他市町で激変緩和措置について公表されている事例があるのか。

(事務局)

県内でお答えさせていただく。佐世保市、長崎市、西海市、佐々町、対馬市で改定が出ている。その中で一般会計繰入をしているのは佐世保市のみである。長崎市は改定率が約12%だったので段階的な値上げを実施していないが、他の市町も一般会計繰入や段階的な値上げもされていない。参考として、西海市が30%、佐々町が18%、対馬市が29%の改定率となっている。

(委員)

近い改定率の市町で同様の対応がなされていないのであれば、今回負担いただくことはやむを得ないのかなと考える。

(委員)

ちなみに時津町は、長与町で商品券を配布した分の対策費から水道料金・基本料金を免除する話があったと認識している。

(委員)

長期的にみると将来的な値上げがあるのであれば、緩和措置をする③の案がよい。値上がりするのは嫌だけど、次の5年後に高い改定率になるのも嫌だし、③がいいと思う。

(委員)

緩和措置は必要ないと思う。長与町の財政も1億円の補助をする財政的な余裕がない。図書館建設もあるし、人口減少で税収も減るため、税金から補てんしない方がよい。一般家庭への影響も少ない。

(委員)

激変緩和措置を採用した方がよい。③の案が良いのではないかな。

(委員)

1年目と2年目と軽減されており、3年目に金額が上がると住民から不満が出るのではないかなと思う。

(委員)

③になると全体としてのコストは変わらないと思うのだが、感覚として、実質28%の改定率と思われても印象としてはおかしくない。それぐらいのインパクトがある。

(委員)

激変緩和措置にすると値上げをするタイミングでまた説明をする必要がある。一度値上げしたのに、忘れた頃にまた値上げするのか、と思われる。一般会計の財政も余裕があるわけではない。町にもまだやることはいっぱいある。防災のためにもお金を備えておかないといけない。それに一般会計と水道事業会計では財

第3回長与町水道料金等審議会議事録

布が違うということから、補填はしないほうがいい。初めから正当な水道料金を徴収し、住民には理解していただけるよう説明していただきたい。

(委員)

③が良いと思う。R11 から 28%上がるけど、10 m³でみると 430 円の増でワンコインだし、なんとか…。長い目で見た時に、5 年後に大幅に上がるより、徐々に値上げしていく方が優しい上げ方なのではないかと感じた。

(委員)

激変緩和措置なしが良いのではないか。毎年値上げされるものが最近とても多い。合意形成を一度された状態で、ある一定の期間据え置きで行った方が、心理的な話として負担感が少ないのではないかと感じる。毎年上がる…これからどうなるのかという不安感を感じやすい方々もいる。

(委員)

激変緩和措置について、今回決定してしまうのか、次回に継続審議するのか。

(事務局)

補足の説明をさせていただいて、もう一度ご意見いただきながら、次回決議を取るのかどうかを判断していただきたい。資料 2「激変緩和措置について」補足説明。(次回の料金改定時の改定率を低減できるかについて補足説明)

(委員)

(③の) 激変緩和措置をすれば、シミュレーション上では、次回の料金改定率を低減できる可能性があることはわかった。しかし、そもそもこのシミュレーションには水道施設を維持・向上させるための原材料高が反映できていないという話があったような気がしたのだが、その辺りはいかがか。

(事務局)

物価高騰分はシミュレーションに反映させている。

(委員)

料金算定の 5 年間は値上げされる予測を反映させたシミュレーションという理解でよいか。

(事務局)

ご認識の通りである。料金算定期間の 5 年間は、物価上昇率等を加味して上げさせていただいている。14 年以降は、上昇率が流動的だったため反映できていない。

(委員)

令和 14 年以降はシミュレーションよりも上がるということも十分想定されるということか。

(事務局)

想定される。

補足だが、P6 の③が議論となっている表となる。令和 11 年から 3 年間については、改定案②で示したものがグレーの箇所となるので、15m³使用された方については、1 ヶ月あたり 2,820 円。令和 11 年から軽減措置で上乗せした場合は、3,030 円に値上げされることをご理解いただきたい。将来的に次回の改定率については、多少なりとも軽減可能かと思うが、最終的に 28%値上げされることは負担に感じる方が多いのかなとは思っている。①激変緩和措置なしの表にも記載している通り、県内平均より長与町の水道料金は安い状況である。改定率に関して、料金ベースが重要となる。佐世保市が 27%上がるが、ベースは長与町より高い料金となっている。そこに対して 27%上がるので、改定率だけを見たとことで、判断は非常に難しい。長与町は行政区域の中に長崎市の給水区域がある。長崎市の給水区域と比較すると、資料 1 の改定案②の値上げ時が概ね同等の水準となる。激変緩和措置の③で計算すると 28%上がるので、3 年後には長崎市よりも高い金額

第3回長与町水道料金等審議会議事録

になることもご認識いただきたい。

(委員)

③で5%上乘せすると、ある程度財力的に余力が持てるのかなと思っていた。次の料金改定のことはその時に考えるとしてもいいのかな、と。パターン4つを見比べると、28%は大きいのかな、とも思う。

(委員)

③だと毎年値上げすることになる。それよりは、一度で改定する激変緩和措置なしで良いのではないか。

(事務局)

改めて資料2「激変緩和措置について」の4パターンを補足説明。

(委員)

激変緩和措置はいらない。

(委員)

先のことを見越して今のうちから上げていてもいいのかな、とは思ったけど、28%は大きいと感じる。どこかで値上げしなければならないが。激変緩和措置は無しがいいのかなと思う。

(委員)

個人的には安い方が良い。行政として、不測の事態に備え余力を持たせることは一番のポイントだと思う。どちらの考えが正しいかはわからないが、激変緩和措置なしが良いのではないかと思う。

(委員)

借金を早く返済するという話（に似ている）だろうと思う。

(委員)

遅かれ早かれ払わなければならない。

(委員)

③のように）一時的に減額しても、後から住民が支払わなければならない。早かれ遅かれ払わないといけない。

(事務局)

それぞれの案にメリット・デメリットがある。必要最低限必要なのは、23%だと算定している。それに対して、28%は少し高いなと感じる。

⇒審議会にて激変緩和措置は実施しないことが承認された。

4. その他

第4回審議会の日程は7月30日午後を予定。

5. 閉会